

「設計業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2122号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行 (下線部は改正部分)
<p>設計業務共通仕様書 第1章 総則 第1-1条 適用 第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (5)～(33) [略] 第1-3 ～ 1-9 [略] 第1-10条 打ち合わせ等 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて書面を作成し、共有しなければならない。</p> <p>2～3 [略] 1-18 [略] 1-19 検査 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。 2～3 [略] 1-20 [略] 1-21 条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力によ</p>	<p>設計業務共通仕様書 第1章 総則 1-1 適用 第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (5)～(33) [略] 1-3 ～ 1-9 [略] 1-10 打ち合わせ等 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2～3 [略] 1-18 [略] 1-19 検査 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。 2～3 [略] 1-20 [略] 1-21 条件変更等 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場</p>

改正後	現行
<p>る場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>1-22 契約変更</p> <p>発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計等業務の請負契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 契約書第31条の規定に基づき、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>2 [略]</p> <p>1-23 履行期間の変更</p> <p>発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 契約書第24条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>1-24 [略]</p> <p>1-25 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>1-26 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p>	<p>合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>1-22 契約変更</p> <p>発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計等業務の請負契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 契約書第30条の規定に基づき、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>2 [略]</p> <p>1-23 履行期間の変更</p> <p>発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>1-24 [略]</p> <p>1-25 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>1-26 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>1-27 部分使用</p> <p>発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>1-28 再委託</p> <p>契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 受注者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約書第7条第3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>1-29～1-38 [略]</p> <p>第2章 設計業務 [略]</p>	<p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>1-27 部分使用</p> <p>発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>1-28 再委託</p> <p>契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>1-29～1-38 [略]</p> <p>第2章 設計業務 [略]</p>